

小平市立学園東小学校 PTA規約・しおり

小平市立学園東小学校PTA

この規約は卒業まで大切に保管してください。

令和6年5月

小平市立学園東小学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、小平市立学園東小学校PTAと称し、事務所を学園東小学校内におく。

第2章 目的

第2条 この会は、父母と教師が協力して、家庭・学校・社会における児童のしあわせな成長をはかることを目的とする。

第3章 方針

第3条 この会は、会員の総意に基づいて民主的に運営される。

第4章 活動

第4条 この会は、その目的を達成するために、前章の方針にそって次の活動を行う。

1. 家庭と学校との連絡を密にし、地域社会の理解と協力を得て、児童のためによりよい環境を作る。
2. 会員が、互いに親しみ合い、理解し合い、向上し合う。
3. その他、この会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第5章 会員

第5条 この会を組織する会員は、次の通りとする。

1. 学園東小学校に在籍する児童の父母、またはこれにかわる保護者（以下、父母 という）。
2. 学園東小学校の教員。

第6条 会員は、すべての平等の権利を持ち、義務を負う。

第6章 経費及び会費

第7条 この会の経費は、会員及びその他の収入によってまかなう。

第8条 この会の会費は、次の通りとする。

1 家庭・1 教員 年額1,000円とする。

1. **運営費** 会を維持し、運営するための経費。
2. **活動費** その年度の活動に必要な費用。
ただし、学級・学年独自の活動費は含まれない。

第9条 この会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌年3月31日におわる。

第7章 組織

第10条 この会の組織は、次の図の通りとする。



第8章 学年PTA

第11条 学年PTAは、この会の活動の基盤となる。

第12条 学年PTAは、学年の父母と担任教員によって構成される。

第13条 学年PTAは、互選により、原則として学年委員4名を選出する。
ただし、学級数増減があった場合には、増減員することができる。

第9章 運営委員会

第14条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、全体の活動を企画執行し、運営にあたる。

第15条 運営委員会は、学年委員と教員3名によって構成される。
校長は、会議に出席し、意見を述べることができる。

第16条 運営委員会は、互選によりPTA代表1名、副代表3名（父母2名、教員1名）を選出する。

第17条 運営委員会は、原則として月1回開かれる。
ただし、代表が認めたときは、臨時に開くことができる。
なお、必要に応じて、書面による審議とすることができる

第18条 運営委員会は、構成員の過半数の出席により成立する。
ただし、委任状及び議決権行使書をもって出席に代えることができる。

第19条 運営委員会の議決は、出席者の3分の2以上とする。
なお、委任状及び議決権行使書による議決も有効とする。

第20条 会員は、運営委員会を傍聴することができる。
また、議事録を見ることができる。

第10章 総会

第21条 総会は、この会の最高議決機関であり、全会員によって構成される。

第22条 総会は、原則として年1回開かれる。また、次の場合に開かれる。

1. 会員の6分の1以上の要求があった場合。
2. 運営委員会が必要と認めた場合。

第23条 総会は、会員の5分の1以上の出席によって成立する。
ただし、委任状及び議決権行使書をもって出席に代えることができる。

第24条 総会の議決は、出席者の過半数とし、可否同数の時は議長が決める。
なお、委任状及び議決権行使書による議決も有効とする。

第11章 運営委員及び代表

第25条 学年委員の任務は次の通りとする。

1. 学年PTAをまとめ活動の中心となる。
2. 学年を代表して運営委員になる。
3. 運営委員会の任務にあたる。
4. 各学年1名の運営委員は、青少年対策学園東小地区委員を兼ねる。

第26条 運営委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
ただし、引き続き2年を越えてはならない。

第27条 この会の代表の任務は、次の通りとする。

1. 全体をまとめ、会を代表する。
2. 総会及び運営委員会を招集する。
3. 青少年対策学園東小地区委員会の委員を兼ねる。

第28条 この会の副代表の任務は、次の通りとする。

1. 会計・庶務を担当する。
2. 代表を補佐し、代表に事故ある時はその任務を代行する。
3. 青少年対策学園東小地区委員会の委員を兼ねる。

第29条 代表及び副代表の任期は1年とし、再任を妨げない。

第12章 会計監査

第30条 この会に、会計監査委員をおく。

第31条 会計監査委員は、5年生のPTA及び教員より選ばれる。

第32条 会計監査委員は、経理を監修し、その結果を会員に報告する。

第33条 会計監査委員の任期は1年とする。

第13章 細 則

第34条 この会の運営に必要な細則は、この規約に反しない範囲で、運営委員会の議決を経て定める。

運営委員会は、制定または改廃した細則を次期総会に報告し、承認を受けなければならない。

第14章 改 正

第35条 この規約は、総会で出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。改正案は、総会開催の7日前までに全会員に知らされなければならない。

付 則

- ・この規約は、昭和55年6月7日から施行する。
- ・昭和59年5月19日定期総会で一部改正する
- ・平成4年5月15日定期総会で一部改正する。
- ・平成7年9月16日臨時総会で一部改正する。
- ・平成10年5月27日定期総会で一部改正する。
- ・平成14年5月1日定期総会で一部追記する。
- ・令和4年5月14日定期総会で一部追記する。
- ・令和6年5月11日定期総会で一部改正、削除する。

小平市立学園東小学校PTA細則

第1章 経費及び会費

第1条 この会の会費納入については、次の通りとする。

1. 会費は毎年度はじめに、会費1,000円を納入する。
2. 中途転出者の納入会費は、これを返金しない。
3. 中途転出者は、その月に会費を納入する。
ただし、1月の転入者については、その年度の会費は免除される。

第2条 運営費は、次の費用にあてられる。

1. 印刷費（運営委員会報告及び、学級・学年のお知らせ など）
2. 事務費（事務用品、通信費、会議費 など）
3. 慶弔費
4. 保険費
5. 防災備蓄費
6. 印刷機維持費（特別会計積み立て）
7. 印刷機購入費（特別会計積み立て）
8. 予備費（次年度資料作成 など）
9. 特別会計（印刷維持及び購入費）

第3条 活動費は次のように決められる。

1. 運営委員会が、年度はじめに活動計画案を立て、予算案を作る。
2. 活動計画案、予算案は、総会の議決を経て成立する。
3. 学級・年で活動費が生じた場合、所属において、学年委員が会計報告を行い、これを徴収する。

第4条 慶弔規定は、次の通りとする。

1. 祝電（小平第一中学校入学式及び卒業式、学校関連式典）
2. 弔電もしくは香料（児童、会員、及び教員の配偶者・子ども・親が死亡した場合）
代表・副代表の協議による。

第2章 運営委員会

第5条 運営委員会の議長団は、学年ごとの輪番制とし、当番学年がその任に当たる。
また、運営委員会の報告書を代表名で出す。

第6条 代表には2名、会計・会務には1名ずつ運営委員から補佐を選出する。

第7条 運営委員会は必要に応じて、小委員会を設けることができる。

第8条 運営委員会の開催の日時は、あらかじめ全会員に知らされなければならない。

第3章 総会

第9条 総会の日時、場所、議案は総会開催日の5日前までに、全会員に知らされなければならない。

第10条 総会の議長・副議長は、運営委員及び会計監査委員を除く、出席会員の中から選出され、出席者の過半数の同意によって決まる。ただし、委任状及び議決権行使書をもって出席に代えることができる。

第11条 総会の議事運営は、次の通りとする。

1. 出席者は受付で記名し、途中で退場するときは、その旨申し出、その後の議決については議長に委任する。
委任状による出席は、認められない。
2. 議題提案者は、提案理由を説明する。会員はそれに対し、質問し意見を述べることができる。
3. 発言者は、議長の指名によって発言できる。
4. 採決の方法は、投票、起立、挙手、拍手のいずれかにする。

第12条 総会開催の要求は、6分の1以上の署名を添えて、運営委員会に提出する。

第13条 代表は、総会開催要求を受けた日から、30日以内に総会を開催しなければならない。

第4章 運営委員及び代表

第14条 運営委員の任期に関し、教員側委員については、規約第26条の限りではない。

第15条 運営委員の任期途中で、欠員が生じた場合は、その学年はすみやかに後任を選出する。後任者の任期は、前任者の残りの期間とする。

第16条 三役に選出された運営委員の学年は、もう1名の運営委員を選出する。

第5章 会計監査

第17条 会計監査委員は年度末に、その年度の経理を監査し、その結果を総会で報告する。ただし、6年生の児童をもつ会員には、卒業前に文書で報告する。

第6章 細則の改正

第18条 この細則は、運営委員会で構成員の3分の2以上の賛成がなければ、改正することはできない。

付 則

- ・この細則は、昭和55年7月18日から施行する。
- ・昭和59年5月19日、定期総会で一部改正する。
- ・平成 4年5月15日、定期総会で一部改正する。
(第1条2削除のため、3, 4, 5順次繰り上げとする。)
- ・平成 6年5月19日定期総会で15条を追記する。
(第15条が第16条に、第16条が第17条に繰り下げとする。)

- ・平成 7年9月16日、臨時総会で一部改正、追記する。
- ・平成 8年5月14日、定期総会で一部改正、追記する。
- ・平成10年5月27日、定期総会で一部改正、追記する。
- ・平成14年5月 1日、定期総会で一部改正、追記する。
(第6条が追記のため、順次それ以下を繰り下げる。)
- ・平成15年4月30日、定期総会で一部削除する。
- ・平成21年4月28日、定期総会で一部改正、追記する。
- ・平成26年4月30日、定期総会で一部改正、追記する。
- ・令和 4年5月14日、定期総会で一部削除、追記する。
- ・令和 6年5月11日、定期総会で一部改正、削除する。

参 考

P T A 団 体 損 害 保 険 の ご 案 内

P T A が 主 催 ・ 共 催 す る 行 事 (P T A 管 理 下) に お い て 、 父 母 会 員 ・ 教 師 会 員 ・ 児 童 が P T A 活 動 に 参 加 し て い る 間 に 被 っ た 傷 害 事 故 に 対 し て 補 償 し ま す 。

「行事に参加するための、自宅と行事会場との通常の往復経路での事故」
「宿泊を伴う行事での事故」も対象となります。

本校において、保険が適用された事例

- ・ 運動会の P T A 競 技 「 跳 び 箱 」 で の 骨 折
- ・ 学年行事のバレーボールでの突き指
- ・ 平均台から落ちて膝をけが

保険金が支払われない場合

- ・ 会員の故意・自殺・犯罪行為による事故
- ・ 地震・噴火・津波・戦争などによる事故
- ・ 脳疾患・病気・心神喪失・大気汚染・食中毒などによる事故

* また、P T A 行 事 と し て 認 め ら れ な い も の が あ り ま す 。
(花見、食事会、前クラスの親睦会 など)

被 保 険 者

P T A 名 簿 記 載 の 父 母 会 員 ・ 教 師 会 員 ・ 児 童

保 険 期 間

一 年 間

補 償 内 容

1 賠 償 事 故 (施 設 賠 償)

P T A 活 動 に 伴 う 事 故	身 体	1 名	5, 0 0 0 万 円	自 己 負 担 1, 0 0 0 円
		1 事 故	3 億 円	
	財 物	1 事 故	5 0 0 万 円	

保 険 金 を お 支 払 す る 主 な 場 合

- * P T A 活 動 に 伴 う 事 故 の 過 失 に よ り 児 童 ・ 父 母 ・ 教 師 ま た は 第 三 者 の 身 体 ・ 財 物 に 損 害 を 与 え た 場 合

例：催し物のテントが倒れ観客にケガをさせた。

2 賠償事故（受託賠償）

1 加害者	10 万円	自己負担 5,000 円
期間中（1 年間）	500 万円	

保険金をお支払する主な場合

- * スポーツ用具・豚汁鍋等第三者から借り受けた物で過失により損害を与えた場合。
例：レンタル業者から借りたタコ焼き器を倒して損壊させた。

3 傷害補償

死亡・後遺障害	147 万 3 千円
入院	2,200 円
通院	1,540 円

保険金をお支払する主な場合

- * P T A 行事において父母会員・教師会員・児童とその同居の家族がケガをした場合。
例：会場で児童がケガをした。
- * 行事に参加しにきた一般客（児童の父母以外）第三者は対象外
- * 細菌性食中毒（含む O 1 5 7 等）担保
- * 熱中症については不担保

PTAのしおり

PTAってなんでしょう？

PTAとは、「Parents and Teachers Association（親と先生の会）」の頭文字を取ったものです。幼稚園、保育園にあったような行事のお手伝いをする会ではなく、会員の知恵を集め、子どもたちの幸せな成長を図っていかうとする団体です。

PTAは、どんなことをしますか？

学年・学級の親睦会や懇談会の他に、運動会への参加、一中招待演奏会などの行事を行っています。

また、青少年対策学園東小地区委員会への協力として、愛の一声運動などの行事に参加しています。

PTA会費はいくらでしょう？

一家庭（この学校に通う子どもが何人いても）年額1,000円を、運営費として納めていただきます。また、その年の活動によっては、別途に活動費を徴収することもあります。

委員はどのようにして決めるのですか？

原則各学年で学年委員（運営委員）4名を選びます。

運営委員の仕事は、学年の中心となり、学年の代表として運営委員会に出席し、PTA活動の企画・運営をすることです。

学園東小のPTAの特色は、何ですか？

- 1 組織が簡単なことです。（規約第7章「組織」参照）
- 2 総会は出席者によって成立することです。（委任状も認めています。）
- 3 会の『代表』『副代表』（会長、副会長とは呼称しない。）を運営委員の中から、互選することです。